

2020年11月18日

各位

三井住友信託銀行株式会社

東京弁護士会との「民事信託の相談・利用に関する顧客紹介にかかる協定」 の締結について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本勝、以下「当社」)は、顧客サービス拡充の一環として、東京弁護士会(会長:富田秀実)との間で、「民事信託の相談・利用に関する顧客紹介にかかる協定」の締結をいたしましたので、お知らせします。

1. 協定締結の趣旨・背景

現在、超高齢社会の進展を背景に、社会的に「高齢者の財産管理の高度化」という課題に関心が集まっており、認知症対策や資産承継対策を目的とする財産管理手法のひとつとして、主として家族を受託者とする信託(以下、「民事信託」)の利用に関するニーズが高まってきております。

当社は、これまでも超高齢社会への対応として、後見制度を支援する信託等さまざまな信託商品を開発・提供してきましたが、高まりを見せる民事信託ニーズに対しては、2016年5月から民事信託受託者向け預金口座(以下、「信託口座」)の提供を開始しました。民事信託の適正な分別管理に欠かせない「信託口座」の重要性が叫ばれる中、おかげさまで数多くのお客さまからのご支持を得て、民事信託分野におけるリーディングカンパニーとのご評価をいただいております。

当社では、信託口座の提供にあたっては、健全性の観点から、家族間で締結される信託契約については弁護士等の専門職が関与したものであることを前提とする取り扱いとしており、このため、お客さまからは、弁護士等の専門職を紹介してほしいとの声が日々寄せられておりました。

一方、東京弁護士会では、わが国における民事信託の健全な発展に向け、民事信託に関する実務的な研究や研修の実施を通じて信託に精通した弁護士を養成する等弁護士会としての取り組みを強化しています。

こうした背景の下、本日、当社は、当社のお客さまに民事信託の組成等を行う弁護士をご紹介する協定を東京弁護士会と締結いたしました。

当社は、時代の潮流の変化を積極的に捉え、ビジネスモデルの変革を進めながら持続的・安定的な成長を実現するために、今年度よりスタートした中期経営計画において「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据えました。

超高齢社会における「高齢者の財産管理の高度化」という社会的課題に対しましても、信託の力を生かしたソリューションで貢献できるよう、引き続き、より一層取り組みを強化してまいります。

2. 制度の概要

(1) 概要

概要	民事信託に関するご相談・ご利用に関心のあるお客さまに対し、民事信託の組成等を行う弁護士をご紹介します。
相談内容	① 民事信託の組成に関する相談 ② 民事信託に関わるセカンドオピニオンに関する相談 ③ 民事信託に関するその他の相談
取扱可能店舗	東京都内の本支店
紹介手数料	無料
法律相談料	初回相談 :1時間・無料(本紹介制度ご利用の場合の特典) 2回目以降相談 :30分間 5,000円
弁護士とのご契約	弁護士との契約は有料です。お客さまが紹介した担当弁護士と実際にご契約をするか否かは、お客さま自身においてご判断ください。

(2) ご紹介フロー



- ① 三井住友信託銀行は、お客さまから民事信託に関するご相談・ご利用に関し、東京弁護士会への紹介依頼を受けます。
- ② 三井住友信託銀行は東京弁護士会へ連絡します。
- ③ 東京弁護士会は、所属弁護士の中から担当弁護士を決定のうえ、三井住友信託銀行へ連絡します。
- ④ 三井住友信託銀行は、担当弁護士をお客さまにお引き合わせ(紹介)します。

3. 協定書の締結日

2020年11月18日

なお、サービス開始は、2021年1月を予定しております。

以上